KTCC
協同組合 関西技術協力センター
Kansai Technical Cooperation Center
2026 11月号 Vol.31

KTCC NEWS

～世界の人々に日本を好きになってもらう～

『KTCC NEWS』11月号をお届けいたします



拝啓　初冬の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊組合では、私どもの活動を多くの方に知っていただきたく、広報誌を毎月発行しております。紙面では実際に外国人材を活用されている企業様のお声、外国人材の活躍の様子、業界の最新ニュースなどをご紹介しております。

ご高覧いただけましたら幸いです。　敬具

組合紹介｜協同組合 関西技術協力センターについて



弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する**「外国人技能実習制度」の監理団体**です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる**「特定技能制度」の登録支援機関**でもあります。

20年以上に渡る企業と外国人材へのサポート実績に高い評価を頂き、全職員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。外国人材に関する疑問やご質問がございましたら、ぜひお問合せください。

技能実習生たちと企業さまが参加！「地域のお祭りでベトナム料理」



受入れ企業様と外国人材が地域のお祭りでベトナム料理を提供！組合スタッフも参加した楽しいイベントの様子を取材しました。（詳しくは中面をご覧ください）

11月号のTOPICS

技能実習生と企業様が地域のお祭りに参加しました！〈取材〉
外国人材 業界ニュース／　現場向け手引書 ／組合HPをリニューアル

Topic 技能実習生が 地域イベントに参加！

**地域で開催された夏祭りに受入れ企業さまが協賛され、
ベトナム人技能実習生と特定技能外国人が参加。一日の様子を取材しました。**

生春巻き＆ベトナム風焼き串で地域のみなさまと交流

**島根県
D社様**

ベトナム人技能実習生を受入れる輸送用機械器具製造業のD社様が、８月下旬に開催された地域のお祭りに協賛。企業様と一緒に実習生たち、そして、弊組合の職員も参加しました。自慢の春巻きとベトナム風焼き串を屋台で提供した様子を一緒に参加した広島事務所スタッフがレポートします。

AM8:00～仕込み

お祭りに参加するベトナム人技能実習生2人、特定技能外国人３名、企業担当者様、組合職員が地域のコミュニティセンターに集合！朝早くから元気に仕込みを始めます。春巻きの材料の野菜を切ったり、焼き串の豚肉を切って、串に刺したり…丁寧かつ楽しく準備を進めます。





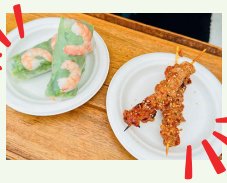

PM1：00～準備

お祭りの開催場所に移動して、調理やお客さんを迎える準備を進めます。開催前に激しい雨に見舞われ、開催が危ぶまれましたが、開催時間が近づくと雨がやみ、ホッと一安心。



PM5：00～お祭り本番

雨が止むと客足がどんどん増えていきました。昨年も参加していたのでベトナム料理を目当てに来るお客さんも。焼き串はその場でグリルで焼き、熱々を提供。春巻きも注文にあわせてたっぷりの具材を巻いていきます。注文が入ると実習生たちは、元気な声で「はい！」と答え、手際よく料理を仕上げていきます。組合職員も一緒に生春巻きをどんどん手早く巻き続け、屋台らしい活気と一体感に包まれます。




PM8：00～ 花火、片づけ

準備していた食材は見事に完売！「地域の人たちがベトナム料理おいしい！と喜んでくれたのが、うれしかった」と笑顔の実習生たち。隣のブースの日本人やお客さんと会話をしたり、普段の仕事とは一味違う「地域貢献」を体験しました。フィナーレの花火が鳴り響く中、片づけをするみんなの顔は、一日のイベントをやりきった充実した表情に。疲れを感じつつも片付けもしっかり行い、地域に貢献する一日が終わりました。みなさん、お疲れ様でした！



NEW 「組合HPをリニューアルしました！」

2026年9月に弊組合のホームページをリニューアルいたしました。今回のリニューアルでは、時代の流れに合わせて、さまざまなデバイスでの閲覧がしやすくなりました。パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンでも見やすく、表示スピードも速く。また、外国人材に関する情報を「業界ニュース」として独立ページにし、新鮮な情報をホームページを介して発信できるようにいたしました。以前より人気がありました「受入れ企業様の声」ページも引き続き設置し、弊組合から外国人材の受入れをされている企業様の受入れの工夫やエピソードなどの好事例を記事として、掲載させていただきます。



今後は組合の取組みや企業様とのコラボ企画、頑張る外国人材の記事なども投稿していく予定です。ご期待ください！

https://kansai-gijyutsu.org/

外国人材 業界ニュース

外国人材受入れに関する制度内容や最新情報、受入れに関するアイデアなど、
多様な視点の外国人材に関するニュースを毎月お届けします。



育成就労制度は始まってから考える？
今、確認しておきたい3つのこと

現行の技能実習制度は、2027年3月末をもって廃止され、4月より「育成就労制度」が始まります。2026年9月1日より育成就労計画の施行日前申請が始まり、受入れ企業の要件や業務内容なども順次公表されています。今月号では、具体的に育成就労制度をどのタイミングで考えるべきか、また、確認しておきたい3つの準備についてお伝えします。

新しく始まる育成就労制度は、**人材の確保と育成を目的とした制度**です。
技能実習制度と比べて、育成就労外国人が従事できる業務の範囲が広がるケースもあり、受入れ企業にとっても活用メリットのある制度です。

Point!!

【今から始める育成就労の受入れ準備！3つのチェックポイント】

1 育成就労での受入れ要件を満たしているか

技能実習制度で受入れ可能だった企業様でも、育成就労制度では受入れができない場合があります。
一方、技能実習制度では受入れができなかった企業様でも、育成就労制度では受入れが可能な場合があります。
まずは、自社の業種・業務が育成就労制度の対象となるのか、分野別の上乗せ要件も含めて確認しましょう。

2 分野別協議会への加入済みか

原則として分野別協議会への加入が受入れの要件となります。受入れを検討されている企業様は、協議会への加入が済んでいるかを確認し、未加入の場合は早めに手続きを進めることをおすすめします。

3 日本語の教育をどうするか

育成就労制度では、一定の日本語能力が求められます。そのため、必要な日本語レベルの人材を確保できるか、入社後の日本語教育をどうするかを事前に考えておく必要があります。

監理支援機関の日本語教育・支援体制を確認し、
①「監理支援機関に任せる部分」と②「自社で取り組む部分」を整理しておきましょう！



現場作業を担う人材の確保に課題を抱える企業にとって、育成就労制度は新たな人材確保の選択肢となります。一方で、受入れに向けては、対象業種や上乗せ要件の確認、協議会への加入、日本語教育など、事前に準備しておくことが数多くあります。
だからこそ、「2027年4月になってから考える」のではなく、今の段階から準備を進めておきましょう。

参考資料：出入国在留管理庁HP「育成就労制度」https://www.moj.go.jp/isa/content/001467866.pdf

「うちは育成就労制度の対象になるのか？」「今から何を準備すればいいのか？」
「技能実習からどのように変わるのか？」など、育成就労制度についてご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。丁寧にご説明いたします。



現場向け手引書

外国人材を受入れる企業様向けに、すぐに役立つ旬の情報を発信！
日々の業務や指導、外国人材とのコミュニケーションにお役立てください。

「育成就労制度」のまとめ①
5つの基本事項と「技能実習制度」との変更点

2027年4月より施行の育成就労制度。その要点をまとめて分かりやすくお伝えします。



基本事項

1. 「育成就労産業分野」で3年間就労。特定技能1号になる人材を育成し、人材を確保
2. 「基本方針」と「分野別運用方針」を策定。分野ごとの受入れ見込み人数を設定し、上限数とする
3. 「育成就労計画」を育成就労外国人ごとに作成。「外国人育成就労機構」に提出して認定を受ける
4. 監理を行う「監理支援機関」を許可制とし、許可基準は厳格化
5. 二国間取り決め作成、送出し適正確保、本人意向の転職など労働者の権利保護

技能実習と育成就労の変更点

	技能実習（団体監理型）	育成就労（監理型）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律＆出入国管理及び難民認定法	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律＆出入国管理及び難民認定法
目的	人材育成を通じた開発途上国等への技能移転・国際貢献	特定技能1号水準の技能を有する人材育成・人材確保
在留期間	合計で最長5年（1号：1年、2号：2年、3号：2年）	3年以内（場合により最大で1年の延長可）
受入れ対象分野	1号：設定なし（同一反復作業のみでないこと）2号・3号：移行対象職種・作業あり	特定産業分野（外国人により不足する人材を確保すべき分野）のうち、国内での就労を通じて技能を修得させることが相当な分野（育成就労産業分野）
受入れ人数（全体）	総数の上限なし	分野ごとに受入れ見込数（上限数）を設定
受入れ人数枠	あり（優良要件を満たせば2倍に拡大）	あり（要件によって2倍・3倍等に拡大）
日本語能力要件	なし（介護職種のみN４要件あり）	あり（日本語能力A１相当以上の試験合格又は相当講習）
前職要件	あり	なし
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	原則MOC作成国の送出機関に限定※
監理する団体	監理団体	監理支援機関
転籍	原則不可（実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可）	要件を満たせば同一業務区分内で本人意向の転籍可

※MOC：二国間協定（協力覚書）のこと

参考資料：JITCO「育成就労制度とは」https://www.jitco.or.jp/esd/ 厚生労働省「育成就労制度の概要」https://www.moj.go.jp/isa/content/001452485.pdf

11月オンライン開催　〈育成就労制度について個別相談会開催〉

「技能実習制度」が2027年3月末をもって廃止され、2027年４月より「育成就労制度」が施行されます。日本での長期就労計画ができるなど、企業ニーズに即した内容となり、働く外国人材にとっても日本でのキャリア計画が立てやすい内容になります。
オンライン個別相談会では、新しく施行される「育成就労」の全貌を解説するとともに、受入れ可能な分野や受入れに必要なことをご説明します。ぜひ、お気軽にご参加ください。

※オンライン個別説明会は、45分ほどを予定しております。
※対象は弊組合から新しく外国人材受入れを検討中の企業様です。



他社様の参加がないので気兼ねなく質問をしていただけます！

左のQRコード、HP、お電話でもお申込みいただけます

発行元・お問い合わせ先
TEL： 06-6152-8808 (平日9時－18時)
発行元： 協同組合 関西技術協力センター (一般監理団体／登録支援機関)

facebookでも情報発信中！

関西技術協力センター

【お近くの事業所へお気軽にお問い合わせください！】
大阪本部　：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階
名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4階 ／ TEL 052-459-5280
広島事務所　：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10階 ／ TEL 082-546-1222